

南魚沼市廃棄物処理依頼書	
事業所名	
電話番号	
事業所住所を○で囲ってください 六日町 塩沢 湯沢	
処理を依頼する廃棄物を○で囲ってください。	
可燃	生ごみ厨芥 事務所ごみ 剪定枝 その他 ( )
	重量※受付で記入しますので記入不用 Kg
不燃	缶 ビン ペットボトル 粗大ごみ その他 ( )
	重量※受付で記入しますので記入不用 Kg
事業系一般ごみを持込時、毎回受付に提出してください。 (令和2年4月1日～令和3年3月31日まで)	

令和 年 月 日

南魚沼市廃棄物処理依頼書	
事業所名	
電話番号	
事業所住所を○で囲ってください 六日町 塩沢 湯沢	
処理を依頼する廃棄物を○で囲ってください。	
可燃	生ごみ厨芥 事務所ごみ 剪定枝 その他 ( )
	重量※受付で記入しますので記入不用 Kg
不燃	缶 ビン ペットボトル 粗大ごみ その他 ( )
	重量※受付で記入しますので記入不用 Kg
事業系一般ごみを持込時、毎回受付に提出してください。 (令和2年4月1日～令和3年3月31日まで)	

令和 年 月 日

南魚沼市廃棄物処理依頼書	
事業所名	
電話番号	
事業所住所を○で囲ってください 六日町 塩沢 湯沢	
処理を依頼する廃棄物を○で囲ってください。	
可燃	生ごみ厨芥 事務所ごみ 剪定枝 その他 ( )
	重量※受付で記入しますので記入不用 Kg
不燃	缶 ビン ペットボトル 粗大ごみ その他 ( )
	重量※受付で記入しますので記入不用 Kg
事業系一般ごみを持込時、毎回受付に提出してください。 (令和2年4月1日～令和3年3月31日まで)	

令和 年 月 日

南魚沼市廃棄物処理依頼書	
事業所名	
電話番号	
事業所住所を○で囲ってください 六日町 塩沢 湯沢	
処理を依頼する廃棄物を○で囲ってください。	
可燃	生ごみ厨芥 事務所ごみ 剪定枝 その他 ( )
	重量※受付で記入しますので記入不用 Kg
不燃	缶 ビン ペットボトル 粗大ごみ その他 ( )
	重量※受付で記入しますので記入不用 Kg
事業系一般ごみを持込時、毎回受付に提出してください。 (令和2年4月1日～令和3年3月31日まで)	

令和 年 月 日

市では、一般家庭のごみ収集に際し分別をお願いし、ごみの減量化とリサイクルを推進しておりますが、事業系一般廃棄物に対しても分別リサイクルの推進を図るため、今年度各事業所からの一般廃棄物排出量の調査を行い、今後の対策を検討したいと考えております。

つきましては、各事業所の一般廃棄物年間排出量の調査を下記のとおり行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### ○排出量調査方法

自己搬入の事業所は受付での搬入量を集計し排出量とします。

※ 一般廃棄物のごみ処理施設への搬入は、自ら搬入するか市許可業者以外はできません。

#### 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量に積極的に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際しては、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。

問合せ 南魚沼市廃棄物対策課 TEL782-0339

市では、一般家庭のごみ収集に際し分別をお願いし、ごみの減量化とリサイクルを推進しておりますが、事業系一般廃棄物に対しても分別リサイクルの推進を図るため、今年度各事業所からの一般廃棄物排出量の調査を行い、今後の対策を検討したいと考えております。

つきましては、各事業所の一般廃棄物年間排出量の調査を下記のとおり行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### ○排出量調査方法

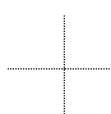
自己搬入の事業所は受付での搬入量を集計し排出量とします。

※ 一般廃棄物のごみ処理施設への搬入は、自ら搬入するか市許可業者以外はできません。

#### 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量に積極的に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際しては、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。

問合せ 南魚沼市廃棄物対策課 TEL782-0339



市では、一般家庭のごみ収集に際し分別をお願いし、ごみの減量化とリサイクルを推進しておりますが、事業系一般廃棄物に対しても分別リサイクルの推進を図るため、今年度各事業所からの一般廃棄物排出量の調査を行い、今後の対策を検討したいと考えております。

つきましては、各事業所の一般廃棄物年間排出量の調査を下記のとおり行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### ○排出量調査方法

自己搬入の事業所は受付での搬入量を集計し排出量とします。

※ 一般廃棄物のごみ処理施設への搬入は、自ら搬入するか市許可業者以外はできません。

#### 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量に積極的に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際しては、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。

問合せ 南魚沼市廃棄物対策課 TEL782-0339

市では、一般家庭のごみ収集に際し分別をお願いし、ごみの減量化とリサイクルを推進しておりますが、事業系一般廃棄物に対しても分別リサイクルの推進を図るため、今年度各事業所からの一般廃棄物排出量の調査を行い、今後の対策を検討したいと考えております。

つきましては、各事業所の一般廃棄物年間排出量の調査を下記のとおり行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### ○排出量調査方法

自己搬入の事業所は受付での搬入量を集計し排出量とします。

※ 一般廃棄物のごみ処理施設への搬入は、自ら搬入するか市許可業者以外はできません。

#### 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量に積極的に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際しては、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。

問合せ 南魚沼市廃棄物対策課 TEL782-0339